第 6 回 東 牟 婁 地 域 等 に お け る 大 規 模 氾 濫 減 災 協 議 会

開催日時:令和3年2月18日(木) 10:00~11:00

会議方式:WEB 会議方式

【出席者】

佐藤防災対策課長(田岡新宮市長代理)、岩田すさみ町長、堀那智勝浦町長、

森尾総務課長(三軒太地町長代理)、仲本副町長(西前古座川町長代理)、田嶋串本町長、 渡辺和歌山森林管理署長、久保田和歌山水源林整備事務所長、

林副所長(小竹紀伊山系砂防事務所長代理)、

島田防災管理官(石井和歌山地方気象台長代理)、

和歌山県 総務部 防災企画課 中野副主査 (酒井危機管理局長代理)、

農林水産部 松浦農林水産政策局長、

農林水産部 児玉森林整備課長(山野井森林・林業局長代理)、

県土整備部 中家河川・下水道局長、

県土整備部 芝都市政策課長 (伊藤都市住宅局長代理)、

上野地域振興部長 (新谷西牟婁振興局長代理)、井口東牟婁振興局長

(オブザーバー)

近畿地方整備局 河川部 瀧澤地域河川課長 (中川地域河川調整官代理)

関西電力株式会社 水力事業本部 田辺水力センター 河村課長(西海所長代理)

協議会開催にあたって

協議会の開催にあたって、東牟婁振興局長が「近年の激甚な水災害等を踏まえて、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換が求められ、本協議会でもこれまでの取り組みに加え、「流域治水」も計画的に推進する協議会としたこと」を挨拶し、本協議会で「流域治水」を計画的に推進することの共有が図られました。

議事概要

事務局より、協議会での流域治水の進め方について説明し、古座川、太田川、那智川、佐野川の各流域治水プロジェクト【素案】の確認を行いました。

また、近畿地方整備局より別添の『「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」(流域治水関連法案)』についての情報提供がありました。

意見等は特になし。



Press Release



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災 令和3年2月2日 水管理•国土保全局 都市局

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」

(流域治水関連法案)を閣議決定

~流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を実現します!~

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」(流域治水関連法案)が、本日、閣議決定されました。

<u>1. 背景</u>

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、 今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、以下を内容とする「流域治水関連法案」を整備することとします。

2. 改正案の概要

- (1)流域治水の計画・体制の強化
 - ・流域治水の計画を活用する河川を拡大
 - ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

(2) 氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会の創設
- ・下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け
- ・沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設
- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全
- ・認定制度や補助等による自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備支援

(3)被害対象を減少させるための対策

- ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設
- ・防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
- ・災害時の避難先となる拠点の整備推進
- ・ 地区単位の浸水対策の推進

(4)被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大
- ・要配慮者利用施設の避難計画に対する市町村の助言・勧告制度の創設
- ・国土交通大臣による災害時の権限代行の対象拡大

箬

쑄

築

【問い合わせ先】

〇水管理 • 国土保全局水政課 米田、山田狩、降籏

代表番号 03-5253-8111 (内線:35-228)

直通番号 03-5253-8439 FAX番号 03-5253-1601

〇都市局都市計画課 安江、舩岡

代表番号 03-5253-8111 (内線: 32-624)

直通番号 03-5253-8409 FAX番号 03-5253-1590

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

- 〇近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で**水災害が激甚化・頻発化**
- ○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で**降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍**になるとの試算

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や 本川·支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業·住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む 「流域治水」の実効性を高める法的枠組み **「流域治水関連法案」** を整備する必要

法案の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、 自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)
- ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
 - 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による 雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
 - 一 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施



流域治水のイメージ

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 [河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法]

- ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)
 - 一 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算·税制)
 - 一 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
 - 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ▶ 流域における雨水貯留対策の強化
 - 一 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 一 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

▶ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- ー 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進 (※予覧関連)
- ー 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2.092河川(2020年度) ⇒約17.000河川(2025年度)